

公益社団法人江刺青年会議所会員資格規程

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人江刺青年会議所定款に基づき、本会会員資格に関する事項を定める。

(新会員加入審議に関する事項)

- 第2条 入会の申し込みは、正会員2名の推薦を必要とする。推薦者は所定の様式に従い、本人との関係及び推薦理由を記し理事長あてに提出する。
- 2 総務に関する委員会は申込書により審議し、同委員会の意見を添えて理事会に提出する。
 - 3 理事会は総務に関する委員会の意見を参考とし、仮入会の可否を決定する。
 - 4 仮入会を認められた者は、推薦者と共に理事長に面接し、青年会議所に関する責任義務履行についての誓約書を提出する。
 - 5 仮入会后3ヶ月間に例会・委員会及びそれに準じた公式行事に3回以上出席し同時に本人が入会を希望したときは、理事会において正式に入会を確定する。
 - 6 正式入会を認められた会員は、入会金及び会費を納入し、会員章を着用する。

(会費納入に関する事項)

- 第3条 本会議所の会費および納入期限を下記のとおりとする。
- | | | | | |
|--------|-------|---------|------|------------------|
| 正会員会費 | 年額 | 72,000円 | 納入期限 | 1月31日 |
| 特別会員会費 | 終身会員費 | 50,000円 | 納入期限 | 年齢制限年度の翌年の12月16日 |
- 2 年度途中で正会員としての入会を認められた者は、入会と同時に月割によって計算されたその年度の会費を入会金と一緒に納入しなければならない。

(入会金に関する事項)

- 第4条 入会金は5,000円として正式入会を認められたと同時に納入しなければならない。ただし、正会員より特別会員になる場合、入会金を必要としない。
- 2 他会議所会員にして転居等により本会に加入しようとする者で、他会議所の正会員の証ある者は入会金を半額とする。

(会費及び入会金の使途に関する事項)

第5条 会費及び入会金は、公益目的事業に20%、その他の事業及び管理運営費（法人会計）に80%、ただし、その他の事業の残額については、公益目的事業に使用することができる。

(会員除名に関する事項)

第6条 正会員が、年間の例会に対する出席率が50%未満の場合、又は会費を6カ月以上納入しなかった場合には、総務に関する委員会は直ちに10日間の猶予期間を設けて例会に出席又は会費納入の督促状を発送する。

2 前項の督促状の猶予期間内に何等の回答なきときは、理事会に報告し、理事会の決議により10日間の猶予期間を設けて退会勧告状を発送し何等の回答なきときは、定款第15条第1項第3号及び第4号の規定を適用し除名処分を検討する。

3 長期にわたる病気、海外出張等により長期欠席を余儀なくされるときは、理事会に休会届を提出する。

(特別会員に関する事項)

第7条 正会員の年齢を超過した者は、その事業年度末において本会正会員の資格を失い特別会員としての資格を得る。

2 前項以外に特別会員の申し込みをすることはできない。

3 特別会員は例会・家族会等に出席することができる。

ただし、その実費を納入するものとする。特別会員は役員の選挙権・被選挙権はないが、理事会の諮問する場合に限り本会の運営に関する意見を具申することができる。

(規程の制定、変更及び廃止に関する事項)

第8条 本規程の制定、変更及び廃止は総会の議決による。

附 則

1 本規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則（平成28年1月15日）

1 本規程第5条第1項の変更は平成27年12月17日に遡って施行される。

附 則（平成31年1月13日）

1 本規程第3条第1項、第4条第1項の変更、第8条の削除、第9条の変更（※第8条の削除により第9条を第8条と変更）は平成31年1月13日に施行される。